

成年後見相談

【相談専用電話】

048-835-5283

平日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

判断能力が不十分な方の
生活や財産の管理などを支援する“成年後見制度”

住み慣れた地域で
安心して暮らすことができるよう
制度の利用・活用をお手伝いします

一人暮らしの親が
消費者被害に
遭っているようだ…

自分や配偶者が
認知症になったら
どうすればいい？

障害のある
子どもの将来が
心配。

後見制度って何？
どうすれば利用できる？
誰にお願いすれば良い？

- ◆まずは電話でご相談をお受けします。
お気軽にお電話ください。
- ◆さいたま市におすまいの方とそのご家族、
支援者の方の相談に応じます。
- ◆相談は無料です。

【お問い合わせ】

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
高齢・障害者権利擁護センター

TEL:048-835-5280 / FAX:048-835-5282

※FAX での相談にも応じます